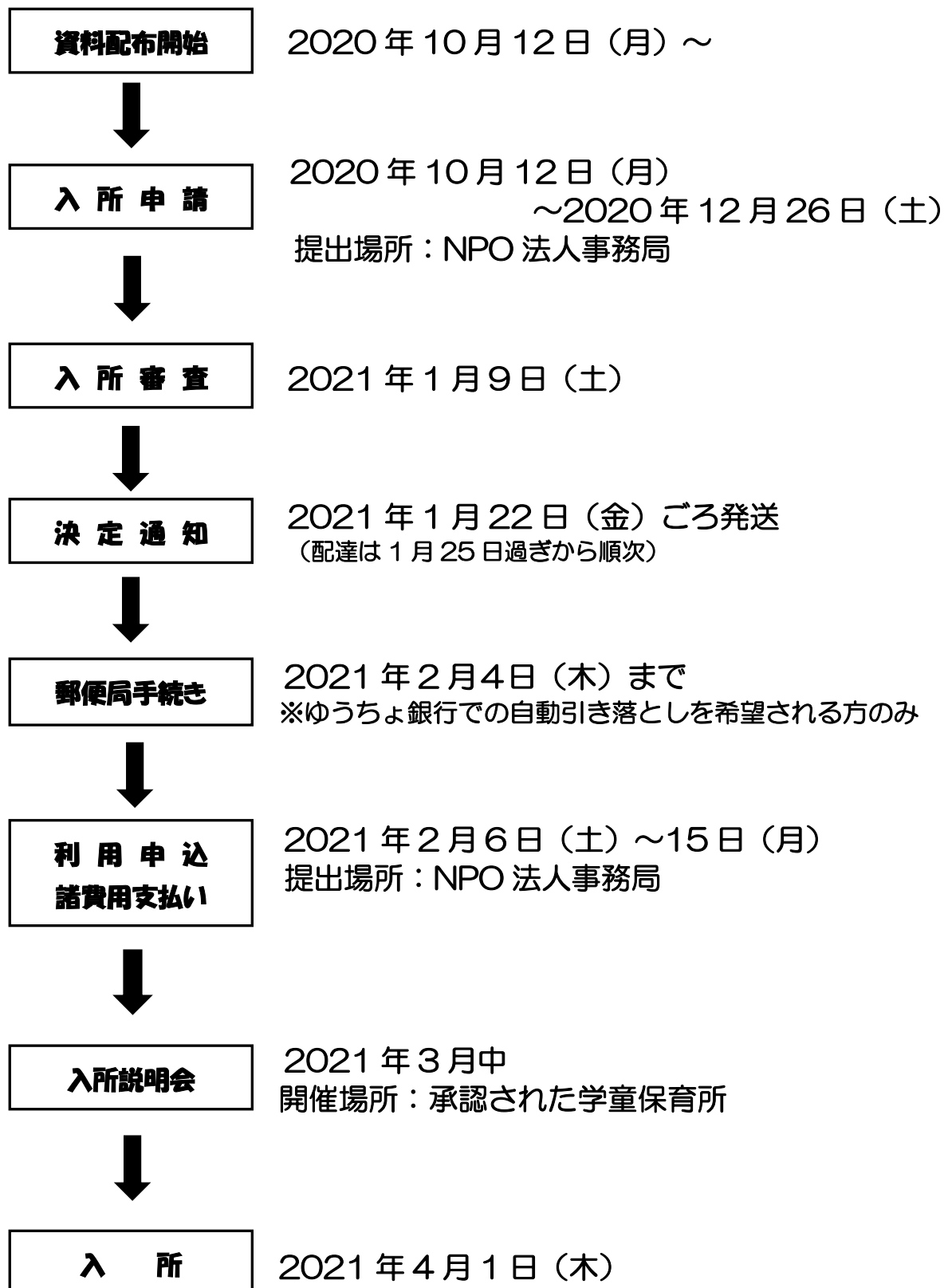


2021年度

NPO法人あげお学童クラブの会 **新規** 入所希望者説明書

〈新規入所手続きの流れ〉



〈学童保育所の概要〉

1. 学童保育の役割

学童保育の基本的役割は、保護者が就労等のため昼間、家庭にいない小学生のために、放課後や学校休業日の間、豊かで安定した生活が送れる場を提供し、集団生活や遊びを通して子ども達の「生きる力を育む」ことにあります。

また、学童保育は、子ども達に学校と家庭との間の「生活の場」を継続的に保障し、そのことを通して保護者の働く権利と家族の生活を守るという役割があります。

2. 上尾市の学童保育所と運営母体

上尾市内には、2020年10月1日時点で、40ヶ所(44クラブ)の民営の学童保育所があり、これらの学童保育所は全て、「NPO法人あげお学童クラブの会」が運営しています。

学童保育所の運営母体である「NPO法人あげお学童クラブの会」は、学童保育所に通う子ども達の保護者が会員となって構成されていますので、「学童保育所を利用する」＝「学童保育所の運営に参画する」(保護者会の活動に参加する)ということをご了解のうえ、入所の申請を行って下さい。

3. 対象児童

上尾市内の小学校に通う児童、または上尾市に在住で市外の小学校に通う児童のうち、下記(1)または下記(2)に該当する児童が入所の対象となります。

- (1) 下記表の1～8に掲げる保護者の事情により、学童保育所の開設時間内において保育が必要と認められる児童

保護者の事情		
1	就労	現に就労している場合、就労が内定している場合又は出産若しくは育児休業中の場合
2	疾病	概ね2ヶ月以上、入院又は居宅内での療養を必要とする場合
3	出産	出産前後の休養のために保育にあたることができない場合
4	就学	学校教育法に定める学校又は職業訓練施設に通っている場合
5	心身障害	身体障害者手帳1～4級、療育手帳④～C又は精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持する場合
6	看護・介護	概ね2ヶ月以上、入院等による付添いを要する家族又は自宅で看護・介護を要する家族が居る場合
7	父親又は母親の不存在	死別、離婚、未婚、別居、行方不明又は拘禁によって、父親又は母親が居ない場合
8	求職中	求職活動中のために保育にあたることができない場合

- (2) その他の事情により、学童保育所の開設時間内において保育が必要と認められる児童

4. 開設日

月～土曜日 (日曜日と祝日を除きます)

※年末年始の特定の期間を除きます。また、災害などにより臨時的に閉所する場合があります。

5. 保育実施時間

月曜～金曜日：学校終了～午後7時（学校休業日は午前8時～午後7時）

土曜日：午前8時～午後6時

保育実施時間外の児童受け入れ：土曜日は午後6時～午後7時

学校休業日は午前7時半から午前8時

※土曜日は近隣学童との合同保育を実施しています。

※19時以降の延長保育はありません。閉所後にお迎えの場合、15分につき1,000円の超過料金を請求します。（公共交通機関の遅延の場合はその限りではありません）

※上記時間を厳守していただきますので、恒常的にお迎えが間に合わないご家庭は、前もって対策を考えておく必要があります。

6. 児童の送迎

保護者の送迎を原則としています。

送	学校休み等の一日保育期間、朝の登所時の送り
迎	通年、登所した際のお迎え

7. 入所の承認期間

原則として2021年4月1日から、入所児童が小学6年生の年度末を迎える2027年3月31日までの6年間です。

但し、以下の場合には、承認期間が限定されますので、ご了承下さい。

- ① 入所理由が求職中の場合
入所の承認期間は2ヶ月間です。
- ② 入所理由が育児休業中の場合
入所の承認期間は、出産から1年（特定の場合には2年）以内です。
→育児休業を終えて就業復帰した場合、承認期間が2026年3月31日までに延長となります。
- ③ 入所理由が出産の場合
入所の承認期間は、出産予定日前2ヶ月間及び出産予定日後2ヶ月間（計4ヶ月間）を含む6ヶ月間です。
- ④ 派遣契約等による就労で、雇用期間の末日が当年9月30日以前のときの承認期間は、当年9月30日までとなります。
- ⑤ その他特別な要件での入所申請の場合は法人の定めによる承認期間となります。

※承認期間が経過する前に、証明書を提出することにより、承認期間経過後にも保育が必要と認められる場合には、承認期間が延長されます。

8. 保護者負担金（保育料等）

☆ 入所金 13,000円（利用申込手続き時に納入していただきます）

☆ 傷害保険料 年間 800円/1口 保障内容は、通院1,500円 入院4,000円
死亡・高度障害 2,000万円 賠償付き

☆ 毎月の引落額（保護者負担金、引落手数料）

学年	保護者負担金 （保育料等）	引落手数料 ※ゆうちょ・10円 他銀行・165円	月額合計
1～3年生	14,000円	10円又は165円	14,010円又は 14,165円
4年生	13,500円	10円又は165円	13,510円又は 13,665円

5～6年生	12,000円	10円又は165円	12,010円又は 12,165円
減免（ひとり親又は就学援助認定世帯）の場合			
1～3年生	9,700円	10円又は165円	9,710円又は 9,865円
4年生	9,600円	10円又は165円	9,610円又は 9,765円
5～6年生	8,500円	10円又は165円	8,510円又は 8,665円

※減免は、「ひとり親」または「就学援助認定」のいずれか一方となります。保護者からの申請があってから手続きを行います。自動的に減免にはなりません。

※保護者負担金は、「保育料」と「保育費」等で構成されています。「保育料」は、NPO法人運営経費、学童保育所運営経費、職員人件費に使われます。「保育費」は、一律2,650円で、学童保育所における、おやつ代、教材費、消耗品費など実費負担分となります。

※このほか、保護者が負担する額には「行事・所外保育等の費用（学童によって異なります。）」や、「保護者会費（保護者会毎に決めているもので、会費は各保護者会によって異なります。）」があります。

9. 入所期間内の退所

やむを得ず、入所期間内に退所する場合は、「退所届」を学童クラブの会事務局に提出していただくことで、提出した月の末日で退所が可能です。ただし、退所については、以下の決まりがあります。

①入所した当月での退所届提出—退所はできません。入所した翌月からの退所届提出となります。

（例）2021年4月に新規入所した場合…5月中に退所届を提出し、5月末日で退所

②保護者負担金、超過料金（閉所時刻までに児童のお迎えがなかった場合に発生する料金）の未納がある場合、精算を済ませてからの退所届受理となります。未納がある場合、退所はできません。

入所申請

1. 入所申請受付日・受付場所

日時：2020年10月12日（月）～2020年12月26日（土）まで

※12月13日（日）、20日（日）も受付可

時間：9：00～19：00（土曜日は18時まで、12月13日と20日は10時～18時）

場所：NPO法人あげお学童クラブの会 事務局（青少年センター2階）

埼玉県上尾市上町2-14-19（☎048-771-6945）

2. 入所申請に必要な書類

入所申請にあたっては、入所申請書、申請書に記入された事項を証明する書類（証明書等）提出して頂きます。証明書等については、父親、母親の両方について必要となります。

- (1) 入所申請書 児童1人につき1通提出して下さい。紛失、書き損じの場合は、NPO法人のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

※兄弟姉妹で申請される場合には、申請書は兄弟姉妹それぞれに1通ずつ必要となります。

- (2) 申請書に記入された事項を証明する書類（証明書等）

証明に必須な書類

状 況	必 須 書 類		
就 労 * 1	外勤	就労証明書（事業者からの発行が間に合わない場合は事情説明書）	
	自営	就労証明書	
		自営の証明書 （右の書類の いずれか一つ）	営業許可書 直近の確定申告書の控えのコピー ※金額等不要な項目は、見えないように黒く塗っていただいて結構です。
			登記簿謄本（全部事項証明書）
就 学	○在学証明書（在学期間の記載があるもの） ○時間割表（カリキュラム表） ※入学が確定していない場合は、「事情説明書」に状況を記載の上、提出してください。		
疾 病	診断書（入院期間又は療養期間の記載があるもの）		
障 が い	各種手帳のコピー	身体障害者手帳（級の記載のあるもの）	
		療育手帳	
		精神障害者保健福祉手帳（期間の記載のあるもの）	
介護看護	○事情説明書	○診断書	
出 産	○事情説明書	○母子手帳の表紙のコピー	
そ の 他	事情説明書 * 2		

*1 兄弟（姉妹）での申請の場合、一人は就労証明のコピーを添付でも可です。

*2 就労証明書はNPO法人のホームページからダウンロードが可能です。

*3 証明書の提出ができない、あるいは上記以外の理由で入所を希望する場合は、「事情説明書」をご提出ください。

- (3) 入所承認決定通知書 郵送用封筒

（郵便番号・郵送先住所・保護者名を記入・切手不要）

※上記、申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

3. 入所申請にあたっての注意事項

(1) 申請書類全般について

- ①入所の希望理由が2つ以上ある場合（例えば就労と介護等）
申請書の入所希望理由欄の該当する全ての項目に○を記入し、それぞれの証明書等を提出して下さい。
- ②虚偽記載について
入所申請書等に虚偽の記載が判明した場合には、入所の承認が取り消されますので、ご注意ください。
- ③入所申請書類に不備がある場合
入所が不承認となることもありますので、ご注意ください。

(2) 入所申請書について

- ①新入所・再入所
申請書の新入所・再入所のいずれかに必ず○をつけて下さい。
 - ・新入所：上尾市内の民営学童保育所に初めて入所する児童
 - ・再入所：以前上尾市内の民営学童保育所に在籍していた児童
- ②学年：新年度の学年を記入して下さい。春に入学の場合は「1年」となります。
- ③申請書に記入する学童名は「希望」であり「決定」ではありません。

(3) 証明書等について

- ①就労証明書
本社が海外にある等、発行に日数がかかる場合には、事情説明書を入所申請書に添付し、後日、就労証明書を提出して下さい。
- ②自営の証明書
表に記載の自営の証明書の提出が困難な場合（営業許可証の類がなく、かつ、今年から事業を開始したため、確定申告をしていない場合等）は、その状況を事情説明書に記載の上、自営の証明となるものの（発注書、請求書、事業場の賃貸契約書）コピーをご提出下さい。
- ③金額が記載された証明書等
証明書として、確定申告書の控えのコピー、源泉徴収票のコピー、雇用保険失業給付の受給者証等を提出する場合には、金額については塗り消して下さい。

(4) 申請の取り下げ、申請事項の変更について

入所申請書を提出した後に、①申請を取り下げの場合 ②引っ越し等に伴い入学する小学校が変更となった場合は、速やかに法人事務局にご連絡ください。(048-771-6945)

入 所 審 査

1月9日(土)

4. 入所の審査

(1) 入所要件の審査

入所申請書の記載事項及び添付された証明書等により、入所の最低基準を満たしているかどうかの審査を行います。必要に応じて追加書類を提出して頂く場合や、自宅や勤務先等へ確認することがありますのでご了承ください。

(2) 入所先学童保育所の選考（選考内容は公開しません。）

1つの小学校に複数の学童保育所がある場合において、入所申請数が申請先の学童保育所の受入限度を超えた場合には、入所先学童保育所の選考を行います。選考は、NPO法人入所管理委員会で行い、入所申請書並びに就労証明書、事情説明書など提出書類を基に行います。

決定通知

5. 入所の承認等

○入所の承認決定となった方には、1月22日ごろから順次、承認決定通知書及びその後の手続きの案内等を発送します。

自動引き落とし手続

6-1. ゆうちょ銀行口座開設、保護者負担金の自動引き落としの申込手続き

郵便局での引き落としをご希望の方は、すぐに、下記の手続きを行ってください。

①ゆうちょ銀行の口座開設	保護者名義のゆうちょ銀行の口座を開設します。 (すでにお持ちの方は、新たに開設する必要はありません)
②自動払込の利用申込	保護者負担金の自動引き落としのために、「自動払込利用申込書」をゆうちょ銀行の窓口へ提出します。その際「自動払込利用申込書」の本人控えをもらいます。
③通帳への入金	開設した通帳に、保護者負担金(基本:14,010円)を入金しておいて下さい。

- 下記、2/6~15日に「学童保育所利用申込書・入会申込書」を提出する際に、上記②の「自動払込利用申込書」の本人控えが必要となります。
- 毎年、上記、郵便局での手続きをせずに、下記利用申込書を提出する方が多数いますが、その場合は、郵便局での引き落としが受け付けられませんので、十分ご注意ください。

※ゆうちょ銀行(郵便局)での引き落としをご希望される方は、必ず2月4日(木)までに上記の手続きを完了して下さい。ゆうちょ銀行以外の引き落としを希望される方はこの手続きは必要ありません。

6-2. ゆうちょ銀行以外の金融機関の引き落とし手続き

入所決定のお知らせに同封されている、「りそなネット」の『預金口座振替依頼書』に必要事項をご記入いただき、入所申請の際にご提出ください。金融機関で手続きをする必要はありません。(ほぼ全ての金融機関からの引き落としが可能です。但し、ゆうちょ銀行からの引き落としをご希望の方は、『6-1』の手続きを郵便局で行ってください。)

振替依頼書に記入した銀行口座に、保護者負担金(基本:14,165円)を入金しておいて下さい。

利用申込 諸費用支払い

2月6日(土)～15日(月)
※2月11(木・祝)、14日(日) 10:00～18:00 も受付可

7. 「学童保育利用申込書・入会申込書」等の提出

「入所金・保険料・4月分保護者負担金」の支払い

入所の承認決定通知が届いた方は、同封の「学童保育利用申込書・入会申込書」に必要事項を記入のうえ、期日内に提出して下さい。また、諸費用の支払いも現金でお願いします。

利用申込書提出日	2020年2月6日(土)～15日(月) 平日は9:00～19:00 土曜日は9:00～18:00 ※2月11(木・祝)、14日(日)も受付可(10:00～18:00)	
提出場所	NPO 法人事務局(上尾市青少年センター)	
提出物	<p>【全員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「学童保育利用申込書・入会申込書」 ○「学童保育入所申請における確認書」 ※確認欄すべてにチェックがつかない方の入所は認められません。 <p>【郵便局で自動引き落とし手続きをした方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「児童払い込み利用申込書」の控え(またはそのコピー) <p>【ゆうちょ銀行以外での引き落としを希望する方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「りそなネット預金口座振替依頼書」(記入・捺印済みのもの) ※捺印は銀行印となります。間違いの無いようにお願いします。 <p>ひとり親家庭で、補助金申請(保育料の減免申請)をする場合は、上記に加え、 ○世帯全員の住民票の写し(必ず世帯全員のもの)を必ず提出してください。 提出が無いと減免の手続きは行いません。</p>	
諸費用支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○入所金…13,000円 ○保険料…800円 ○4月分保護者負担金…14,000円(基本) <p>※お釣りのないようにご準備ください。</p>	} 合計 27,800円

※今年度より、諸費用の支払いは振り込みでなく窓口での現金支払いとなりました。間違いの無いよう、お願いします。

※上記受付日の間に学童保育利用申込書を提出しない場合は、入所の承認が取り消されます。

※「学童保育利用申込書・入会申込書」を提出される際に、「児童健康調査書」と「児童家庭調査書」をお渡しします。こちらは、ご記入のうえ、3月に行われる入所説明会(各学童保育所にて実施)の際にお持ちいただきます(8. 入所説明会を参照)。

●保護者負担金の減免について●

補助金対象は、「ひとり親家庭」と「就学援助」の2種類があります。

※申請できるのは、どちらか1種類となります。

	提出時期	提出場所	提出書類
就学援助 (準要保護世帯)	教育委員会から認定通知が手元に届いたら、すぐに(おおよそ、2021年3月から順次)	学童又は事務局	就学援助の認定(通知)のコピー
ひとり親家庭	入所承認後2月15日まで	事務局	住民票 (世帯全員が記載されているもの) ※マイナンバー記載は不可
	※家庭の状況が変わった場合は、速やかに申出をしてください。		

申請をされた場合、市における補助金申請の審査において、市職員が住民基本台帳、課税台帳、児童扶養手当受給状況等を確認します。審査の結果、補助金がない場合もありますので、ご了承ください。

入所説明会

3月中の土曜日または日曜日のいずれか一日で、実施します。実施日は、学童保育所ごとに異なります。

8. 入所説明会

4月からの入所が承認された方を対象に、3月に各学童保育所で入所説明会を予定しております。入所説明会では、入所後の手続き、保育の内容、保護者会等の説明を行いますので、必ずご参加下さい。入所説明会の日時は、「承認決定通知書」でお知らせします。

- 提出物： 「児童健康調査書」 「児童家庭調査書」
※上記2つの書類は在籍期間中、ずっと使用します。どちらの書類も、学童を退所する際は個人情報の関係上返却します。

兄弟が継続で、弟妹が新規入所する場合でも、顔合わせも兼ねておりますので「入所説明会」には必ず出席してください。

その他

9. 保護者負担金納入方法

あげお学童クラブの会の保育料納入は、りそなネット（ほぼ全ての金融機関）または、ゆうちょ銀行から自動引き落としにて集金しています。

ゆうちょ銀行での自動引き落としをご希望の方は2月4日までに、郵便局で手続き（「自動払込利用申込書」の提出）を行ってください。

10. 保護者負担金の前納制について

保護者負担金は前納制となっています。4月分は入所手続きの際に現金で集金しますので、引き落としは5月分からとなります（4月に引き落とされます）。

金融機関	手数料	引落日	再引落日
ゆうちょ銀行 (郵便局)	10円	10日	25日
りそなネット (ゆうちょ銀行以外の金融機関)	165円	13日	28日

※土日祝日の場合は、後営業日

- 上記、9. 10. とともに、1月下旬に郵送する「承認決定通知書」の中に詳細説明が入りますので、そちらであらためてご覧ください。
- 保護者負担金を1ヶ月滞納した場合、事務局から督促状を出します。2ヶ月滞納を2回繰り返すと、強制退所となります。

11. 引き取り訓練、インフルエンザ、アレルギーについて

○『学校で実施している引き取り訓練について』

- ・訓練は学校が実施しているもので、学童とは関係ありません。
 - ・児童の引き取り者は学校に登録してある人です（4月登録）。
- 学童では現在、以下の対応をしています。
- ・職員が引き取り訓練に保護者の代わりとして児童を引き取りに行くことはできません。
 - ・訓練は事前予告された日程で実施されるので保護者の引き取りとなります。
 - ・学校から引き取った後、学童に登所する事は構いません。

○インフルエンザに罹(かか)ってしまった時

学童に来てもいいの？

こんな時は？	来てもいい	来られません	特別な注意
本人が罹った時		○	
家族が罹った時	○		マスク等の予防
学級閉鎖になった時		○	
学年閉鎖になった時		○	
短縮授業になった時	○		マスク等の予防

急に具合が悪くなった時でも、学童の職員が学校へお迎えをすることはできません。

○お子さんにアレルギー反応やてんかんの症状がある場合

入所が決まりましたら、3月の学童保育説明会に提出する「児童健康調査書」に記載していただきます。調査書には、アレルギーの有無やてんかんについて記載する箇所がありますので、必ずご記入ください。エピペン（アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和しショックを防ぐための補助治療剤で、アドレナリン自己注射薬）を所持している場合は、3月の説明会で必ず職員にお伝えください。緊急時の対応について職員と保護者とで確認が必要となります。

重度の食物アレルギーがある場合、学童保育所ではおやつ提供ができません。ご家庭でおやつの準備をお願いします。その場合、おやつ代（毎月2,000円）は返金します。

○一斉送信メール（安心でんしょばとメール）の登録について

学童では、「一斉送信メール」のシステムを導入しています。入所された際には、登録をお願いいたします。このシステムは、法人（事務局）から、直接、保護者の皆様へご連絡するためのものです。自然災害時の臨時閉所のお知らせや、急な感染症拡大時の諸注意等の情報、法人行事のご案内などに使用します。

登録の方法については、入所が決定してからお知らせいたします。

特定非営利活動法人あげお学童クラブの会

〒362-0037 上尾市上町2-14-19

TEL：048-771-6945 FAX：048-777-5790

URL：<http://ageogakudou.org/>

E-MAIL：npoageogakudou@nifty.com

事務局開設時間 月～金 9：00～19：00

土 9：00～18：00

市内 NPO 法人運営（民営）学童保育所一覧

小学校	学童保育所名	住 所	TEL
尾山台小学校	尾山台学童保育所	瓦葺 510 小学校内	721-5716
瓦葺小学校	瓦葺小学童保育所 A	瓦葺 2260 小学校内	722-4025
	瓦葺小学童保育所 B		
原市小学校	原市学童保育所	原市 3508-1 小学校内	722-2379
	原市第二学童にこにこクラブ	原市 3508-1 小学校校舎内	721-5557
	原市第三学童保育所	原市 3508-1 小学校校舎内	080-4129-4767
原市南小学校	原市南学童保育所	原市 3990 小学校内	722-2524
	原市南第二学童保育所	原市 4012-1	614-2776
上尾小学校	上尾小学童保育所	仲町 1-11-46 小学校内	773-6847
	上尾小第二学童保育所	仲町 1-7-27 アークエムビル 1F C 号室	775-0005
	上尾小第三学童保育所	仲町 1-7-27 アークエムビル 3F A 号室	
東小学校	東小学童保育所	上尾村 1171-2 小学校内	774-3845
	東小第二学童保育所	上尾村 496	773-8207
芝川小学校	芝川学童保育所	上平中央 1-8-8 小学校内	775-3613
	芝川第二学童保育所	錦町 18-1	774-6964
	芝川第三学童保育所	上平中央 1-27-11	612-6516
上平北小学校	上平北学童保育所	久保 414-3	773-7388
上平小学校	上平小学童保育所 A	南 102 小学校内 (1 階が A、2 階が B)	776-0706
	上平小学童保育所 B		774-8997
東町小学校	東町学童保育所	東町 3-1972-1	771-2299
	東町第二学童保育所	東町 3-1588-2	772-0598
富士見小学校	富士見小学童保育所	柏座 4-3-8 小学校校舎内	774-3904
	富士見小第二学童保育所	柏座 2-2-22	774-8180
	富士見小第三学童保育所	柏座 2-13-10 (11 月開所予定)	
今泉小学校	今泉小学童保育所	今泉 268 小学校校舎内	781-3726
大石小学校	大石学童保育所 A	小泉 9-28-3 小学校内	725-3313
	大石学童保育所 B		
	大石第二学童保育所	中分 2-107	725-6683
	大石第三学童保育所	中分 1-7-9	781-2828
大石南小学校	大石南小学童保育所	畔吉 1333 小学校校舎内	781-7532
大石北小学校	大石北小学童保育所 A	井戸木 4-23 小学校内 (1 階が A、2 階が B)	775-8018
	大石北小学童保育所 B		774-7646
	大石北小第二学童保育所	泉台 2-6-21-2F	773-9326
平方東小学校	平方学童保育所	平方 4294-1	726-1229
平方北小学校	平方北小学童保育所	平方 3657 小学校内	726-9255
平方小学校	平方西学童保育所	平方 1623-1	725-3133
鴨川小学校	鴨川小学童保育所	西宮下 4-431-1	774-2342
	鴨川小第二学童保育所	西宮下 1-9 田中ビル 2F	614-2588
大谷小学校	大谷学童保育所	大谷本郷 631-1	725-5798
	大谷第二学童保育所	向山 2-17-3-日建シエトワ 101	726-7510
	大谷第三学童保育所	大谷本郷 314-2	725-2740
中央小学校	中央小学童保育所	上町 1-15-4 小学校内	774-4065
	中央小第二学童保育所	上町 1-12-25	7727570
西小学校	西小なかよし児童クラブ	今泉 1-7-2 小学校校舎内	783-0261



Q&A

よくある質問!

<提出書類について>

- Q. 現在の仕事と、来年度4月時点の仕事が違う可能性があるが、現在の仕事の就労証明書の提出で良いか。
- A. 提出する時点での勤務先の就労証明書を提出して下さい。学童へ入所後、勤務先に変更があった場合は、新たに就労証明書を提出して頂くことになります。
- Q. 半年ごとに更新の契約職員で働いているが、その都度就労証明書の提出が必要か。
- A. 就労証明書の採用年月日の欄の“期間の定めのある雇用の場合（年月日まで）”の近くの空欄に“継続雇用あり”と記入して頂ければ再提出の必要はありません。
- Q. 2か所以上で勤務しているが、就労証明書は1か所だけでよいか。
- A. 勤務している場所全ての就労証明書を提出してください。
- Q. 育児休業中で申請する場合は、どのような書類を提出したらよいか。
- A. 就労証明書を提出してください。育児休業期間を記入する欄があります。

<学童入所について>

- Q. 小学校に複数学童がある場合、希望を出すことは出来るか。
- A. 入所申請書に“入所希望学童保育所名”を書く欄がありますので、そちらに希望される学童保育所名をお書きください。但し、入所管理委員会での審査がありますので、ご希望に添えない場合もあります。また、一度決定した学童保育所を変更することはできません。ご了承ください。
※事前連絡の上、見学することが可能です。
- Q. 両親が自営業で、自宅でやっている場合は、入所の対象外になるか。
- A. 自営業は、入所要件の対象となります。就労証明書の他に、営業許可書・確定申告書の控えのコピー・登記簿謄本のいずれかを提出してください。
- Q. 年度の途中で入所の申し込みをすることはできるか。
- A. できます。入所したい月の前月10日が締め切りとなります。申し込みはNPO法人事務局が窓口です。
例：6月から入所したい場合…5月10日が締め切り
- Q. 夏休みだけ入所したいができるか。
- A. 長期休み期間中のみの受け入れは行っていません。

Q. なぜ、夏休みなど長期休みだけの入所を認めていないのか。

A. 学童保育所は「放課後児童健全育成事業」として国によって定められており、学童保育所は児童の預かり場所ではなく、児童の育成を支援する場所です。そのために、児童の集団による生活づくりや遊びを行っております。一時的な預かりでは、国が定めた運営指針を満たすことができないためです。

Q. 入所した学童保育所を途中で変わることはできるか。

A. できません。一度入所が決まった学童保育所へ、6年間通っていただくことになります。途中退所して再入所した際も以前在籍していた学童保育所に再入所になります。

<学童の生活について>

Q. 週の何日以上は登所しなければいけない、というルールはあるのか。

A. ありません。ご家庭の事情によって登所する、お休みすることは任意です。ただし、休んだ日数が多くても月ごとの保護者負担金は定額となります。

Q. 学童を休所することはできるか。

A. 休所はできません。但し、児童本人が入院等で学童へ行きたくても行けない場合は、休所という扱いになります（月単位）。

Q. 子どもだけで学童保育所に行く・帰ることはできるか。

A. 学校がある日…学校から学童班のみんなと一緒に学童へ行きます。一日保育の日…必ず保護者（もしくは大人）の付き添いで登所・降所となります。

Q. 「学童班」はどうやって作られるのか。

A. 小学校とPTAに、お子さんが学童保育所に入所することを伝えてください。

Q. 習い事に行くことはできるか。

A. ですが、その際の方式については入所した学童保育所保護者会のルールに従ってください。

Q. 学校内と学校外の学童保育所があるが、学校外だと校庭（外）で遊べないのか。

A. 小学校の校庭、近くの公園、学童の園庭など場所は異なりますが、外遊びの時間はあります。外遊びの際は、必ず職員が付き添います。

Q. 学童で怪我をした時はどうなるか。

A. 職員が応急手当をします。職員の判断で、病院へ連れていくこともあります。

<保護者負担金(保育料)について>

Q. 引落口座は、どの金融機関でも良いか。

A. ほとんどの金融機関を引落口座とすることができます。ただし、ゆうちょ銀行のみ、他の金融機関と手続き方法が違いますのでご注意ください。

Q. 引落口座の名義は、父母どちらでも良いか。

A. 父親、母親、子ども名義、どの口座でも大丈夫です。

Q. 保護者負担金の金額は？

A. 学年によって異なりますが、以下の表の通りとなります。

	1～3年	4年	5～6年
基本	14,000円	13,500円	12,000円
減免	9,700円	9,600円	8,500円
1世帯2人目 (兄弟減免)	13,000円	12,500円	11,000円
3人目以上	2,650円	2,650円	2,650円

Q. ひとり親補助金と、就学援助の補助金を両方申請することはできるか。

A. 補助金は、どちらか一方しか出ません。両方に該当する方は、どちらか選択して申請してください。ひとり親申請の場合は、新規入所時に住民票の提出が、就学援助の申請の場合は、就学援助の認定通知のコピーの提出が必要となります。

Q. もしも滞納してしまったら、どうなるか。

A. 1ヶ月滞納すると、事務局より督促状を出します。2ヶ月滞納を2回繰り返すと、強制退所となります。